

令和2年11月27日
庶務課

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内容
改正の趣旨		特別区人事委員会勧告及び統一交渉に基づき、一般職員及び管理職員（再任用職員を含む。）の期末手当の支給月数の改正を行う。
第一条による改正（施行日 公布の日）		
期末手当	第27条第2項	一般職員の支給月数を、6月及び12月に支給する場合において100分の115に改正する。（管理職員は100分の95）
	第27条第3項	再任用職員の支給月数を、6月及び12月に支給する場合において100分の65に改正する。（管理職員は100分の55）
第二条による改正（施行日 令和3年4月1日）		
期末手当	第27条第2項	一般職員の支給月数を、6月は100分の112.5とし、12月は100分の117.5に改正する。（管理職員は、6月は100分の92.5とし、12月は100分の97.5）
	第27条第3項	再任用職員の支給月数を、6月は100分の62.5とし、12月は100分の67.5に改正する。（管理職員は、6月は100分の52.5とし、12月は100分の57.5）

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の55、12月に支給する場合においては100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条（令和3年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>【第2条（令和3年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の112.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の97.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</p>